

Q&A

質問事項		質問内容	回答
①	事業の要件について (実施要領別紙1)	1(1)事業の要件オで、中古設備は、原則対象外とありますが、対象となる場合はどんな場合でしょうか？	代替の効かない機器等（特注品等）が考えられる。 出回っていないもので、必要な中古品は対象となりうる。 出回っているものは中古品不可。
②	事業の要件について (実施要領別紙1)	1(1)事業の要件クで、再エネ設備整備を実施することとありますが、個人の方にも適用するの？例えば、家庭で、断熱改修のみする場合など。	1(1)は計画全体として求められる要件を述べているものであり、必ずしも個別の事案に求めるものでない。
③	事業の要件について (実施要領別紙1)	1(1)事業の要件コで、調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り交付対象に含めることとありますが、どこを基準としたらよいのでしょうか？	個別の状況に応じて範囲が異なるため、判断に困ることがあれば相談頂きたい。
④	太陽光発電	必要不可欠な付帯工事（屋根補強工事、緩衝緑地帯設置、柵設置）は、対象工事に含まれるか？	ご質問いただいた内容はいずれも必要不可欠ではありますが、建築工事に該当するため、交付対象外となります。 【屋根補強工事】 原則、建物に係る費用は交付対象外となりますが、荷重対策等の工事費については必要最小限で対象になり得ます。 ただし、過大計上とならないよう特に留意が必要となります。 【緩衝緑地帯】 土地造成に係る費用は交付対象外となります。 【柵】 交付対象外となります。
⑤		屋根の耐荷重等に係る調査費用（可能性調査を含む）は、対象となるか？	設備導入を前提とした基本設計・詳細設計について、必要最低限度の範囲に限り、交付対象となります。今回の屋根耐荷重等の調査がこれに該当しますが、調査を行ったものの耐荷重性がないなどにより事業を行わなかった場合は交付の対象外となりますので、ご注意ください。
⑥		必要不可欠な付帯工事（雪でパネルが落下しないようパネル上部を板金で覆う）は、対象工事に含まれるか？	適切な稼働に直接必要なもので、必要最小限度の範囲に限り、交付対象となります。
⑦		電気工事（パネル～パワコン～蓄電池～既存盤改修）について、通常は、太陽光パネル工事に含むと建築士の方に伺いましたが、対象としてよいのでしょうか？	対象となりますが、蓄電池については、別途算出し、蓄電池の項目にて計上ください。

質問事項	質問内容	回答
⑧	木質バイオマス熱利用設備（薪ストーブ、薪ボイラー） 煙突、煙突貫通部分の屋根もしくは壁改修、設置床補強、壁面耐熱補強、薪保管庫は、対象工事や付帯設備となるか？	設置床補強については、建物に係る費用は交付対象外です。煙突、煙突貫通部分の屋根もしくは壁改修、薪保管庫については、燃料の維持簡易に必要な不可欠であれば、脱炭素に資するので交付対象となります。
⑨	木質バイオマス熱利用設備（薪ストーブ、薪ボイラー） （実施要領7P下部）目標達成のために必要な場合に限り、燃料製造施設も対象とあるが、※木の駅事業実施にかかる薪製造施設は、対象となるか？ その場合、薪小屋、薪乾燥機、薪割り機、チェーンソー、運搬車両は対象となるか？ また、供給先が、乗鞍高原地域内の各家庭・宿等の場合と、域外への供給を目的としたものでは、対象が異なるか？ （今回の事業は、地元での消費を考えています。）	脱炭素先行地域の目標達成のために必要な事業が交付の対象となり得ますので、その必要性について、合理的にお示しいただく必要がございます。また、燃料製造設備で製造された燃料については、脱炭素先行地域外での使用は原則認められませんので、ご注意ください。 薪製造施設内の製造ラインに係る設備については、交付対象となり得ますので、事業内容をご確認ください。薪乾燥機、薪割り機に関しては、製造ラインに係わるかと思いますが、チェーンソーおよび運搬車両については、これに該当しないと思いますが、いかがでしょうか。なお、建屋については、交付対象外です。
⑩	6/20質問文で壁改修（準不燃）について問い合わせしましたが、メガネ石の設置等も含めて良いか？	全体像が分からないので、判断が難しいです。建物に係る費用は交付対象外となりますし、熱利用設備に付随するものであれば交付対象となります。
⑪	薪ボイラーについても、壁改修（準不燃化）が必要かと思えます。給水、給湯、電源工事が付帯設備として考えられる施設がございますが、対象となりますでしょうか？	⑧と同じ整理となります。腐臭対策など事業実施する上で必要不可欠な事業と言えるのであれば、交付対象となります。給水、給湯、電源工事は付帯設備となりますので、交付対象となります。
⑫	充放電設備 原則として、再生可能エネルギー発電設備からの電力供給可能となるよう措置されている場合に限るとあるが、今後、乗鞍では小水力発電設備の電力で地域内の電力を賄いたいと考えている。その場合、再エネ設備を導入していない家庭や事業者についても、供給していくことになるが、その家庭等についても、対象としてよいのか？	再生可能エネルギー発電設備から、直接、充放電設備に電力供給可能となる場合が対象となりますので、小水力発電設備で発電された再エネ電気を小売り電気事業者を経由して家庭や事業者に供給した場合に、当該家庭・事業者が設置する充放電設備は対象外となります。
⑬	要領ウ省CO2等設備整備の（ス）既存住宅断熱改修について 改修後の開口部の熱貫流率の基準等の記載がありませんが、特に問わないということでしょうか？	ZEH化等支援事業や同事業のエネルギー計算結果早見表を参考に、導入される製品をご検討いただきますように、お願いいたします。

質問事項	質問内容	回答
⑭ 要領ウ省CO2等設備整備の(テ)について	本市の事業計画に高効率空調機器及び高効率給湯器があります。要領内の交付要件に、「従来の機器等に対して、省CO2効果が得られるもの。」とありますが、申請を受付けた際に、従来の機器との比較はどのように行えばよいでしょうか？（証明できる資料等の提出をしていただいた方がよいでしょうか？） また、この機会に新規導入される方については、対象としてよいのでしょうか？	脱炭素先行地域ガイドブック 参考資料（算定方法の例）等を参考に、実態に合った省エネ効果を合理的に算定できるのであれば、証明となる資料等を提出いただく必要はありませんが、現地確認の際に資料の提出が求められるかと思っておりますので、準備しておく必要があります。新規導入の場合については、一般的な設備機器と比較して、省CO2効果が得られるのであれば、交付対象としても構いません。
⑮	省CO2に関して、基準はありますか？	従来の設備機器と比較して、省CO2効果が得られるものである必要がございます。 例 新築の場合、一般的な設備機器と比較した際に、より省CO2効果が得られるもの。 既築の場合、更新前と比較して、省CO2効果が得られるもの。
⑯ その他	設備入れ替えに伴う旧機撤去処分費用は、対象となるか？	対象外となります。